

緊急事態宣言の解除に伴う今後の教育活動（6月21日以降）について

日頃より本校の教育活動へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、国は、東京都に対しての「緊急事態宣言」を解除し、まん延防止等重点措置に移行することを決定しました。これに伴い教育活動は、下記の通り実施しますので、お知らせします。何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、これは現時点での判断であり、今後変更が必要となる場合には、改めてお知らせします。

記

1 基本方針について

- 「文京区版学校感染症対策ガイドライン（令和3年5月26日改訂）」に基づき、感染症対策を徹底するとともに、以下の点に注意しながら教育活動を実施します。

2 学習活動について

- マスクの着用や3つの密の回避など感染症対策を徹底し実施することを基本とします。
- 音楽における歌唱の際は、マスクを着用することを原則とします。また、管楽器（リコーダー等）を演奏する際は1m以上の距離を確保し飛沫感染を防止します。
→リコーダーや鍵盤ハーモニカは使用后、持ち帰ります。ご家庭で洗浄をお願いします。
- 水泳指導は、予定通り実施します。
- 家庭科における調理実習については、感染リスクが高いため、当面の間は実施しません。
- 体育の授業で熱中症になるリスクが高いと思われる場合には、十分な身体的距離を確保した上で、マスクをはずして活動します。

3 学校行事等について

- マスクの着用や3つの密の回避など感染症対策を徹底し実施することを基本とします。
- 委員会活動、クラブ活動、たてわり班活動は実施します。
- 全校児童や複数学年全体で集合することを避けるため、全校朝会は、Z o o m等で行います。
また、児童集会等は、ビデオを活用して行います。
- 公共交通機関を利用した日帰りの校外学習は、延期します。
- 移動教室は、まん延防止等重点措置が都内もしくは宿泊先や活動場所の府県で発令されている場合、延期とします。
- 器楽部の活動は、22日より再開します。（朝練、木曜日、土曜日）

4 お願い

- マスクの着用、3密の回避、正しい手洗い、咳エチケットの徹底にご協力ください。
- これまで同様、朝ご家庭で検温していただき、検温票への記入をお願いします。お子さんの体調が悪い時（発熱、頭痛、風邪の症状や腹痛など）には、無理をせずに、学校を休ませるようにしてください。また、家族の方に何らかの症状が見られる場合も無理をせず休養をとってください。そのような場合は、これまで同様、学校を休んでも「欠席」ではなく、「出席停止」扱いとします。
- 新型コロナウイルス感染症への児童自身の感染、ご家族の感染等により児童が濃厚接触者である可能性が高いことが判明した場合、また、PCR 検査を受ける場合は、速やかに学校にご連絡ください。

【お問合せ】

副校長 松下 由紀子
電 話 3 9 4 4 - 0 3 6 6